

第5回鳥取地方裁判所委員会及び第5回鳥取
家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成17年9月29日（木）午後1時00分～午後5時00分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

及川敬貴（地裁委員），柏木徹（家裁委員），金木秀文（地・家裁委員），古賀輝郎（地裁委員），眞田亮子（家裁委員），高取憲一郎（家裁委員），福田仁志（地裁委員），藤岡正義（地裁委員），松尾昭彦（家裁委員），松田佐恵子（家裁委員），水野武（地・家裁委員），三田三香子（地・家裁委員），村上一枝（地裁委員），安田寿朗（地・家裁委員），吉岡通子（家裁委員）

（事務担当者等）

地裁：妹尾次男事務局長，喜多村浩海刑事首席書記官

家裁：池田晶夫事務局長，筒井保総務課長，大儀一博総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) 委員長選出
- (2) テーマについて
- (3) 次回の開催について
- (4) その他

5 議事

- (1) 各委員の紹介
- (2) 委員長選出

地裁委員会及び家裁委員会の委員長に水野委員を選任

- (3) テーマについて

裁判員制度をテーマとして模擬評議を行った。最初に，松尾委員から刑事事件の手の流れについて説明を行い，別紙1記載の事件について，起訴状朗読から被告人の最終陳述までの部分（その間の評議部分を除く）の裁判員制度模擬裁判ビデオを視聴した上で，学識経験者委員全員が裁判員役，法曹委員のう

ちの3名が裁判官役となって模擬評議をした後、各委員から模擬評議体験の感想を述べていただいた（発言要旨等は別紙2のとおり）。

(4) 次回の開催について

次回委員会も地家裁合同で開催する。

開催日時 平成18年2月16日（木）午後1時30分

テーマは、「裁判員制度の広報活動の在り方について」とし、裁判員制度についてのこれまでの意見交換及び今回の模擬評議体験を活かして、国民のみなさんに対し、裁判員とは、どのように裁判に係わり、どのようなことを行うものなのかを、不安を与えることなく伝え、参加することに意欲を持っていただけるようにするためには、手段、方法、内容において、いかにして広報活動を行っていくべきかについて意見交換を行うこととした。

(5) その他

議事概要の確定方法について定めた。

以 上

(別紙1)

模擬評議の対象事件

起 訴 罪 名 殺人罪

公 訴 事 実 被告人は、かねてより夫（当時40歳）から暴行を受けるなどしていたことから、憤まんの情を抱いていたところ、自宅において、同人と口論となり、同人から暴行を受けたことに憤激し、殺意をもって、果物ナイフ（刃体の長さ約11.4センチメートル）で同人の右前胸部を1回突き刺すなどし、そのころ、同所において、同人を心臓刺創による心タンポナーデにより死亡させて殺害したものである。

弁護人の主張 被告人に殺意はない。被告人は、夫の暴行に対抗するため、果物ナイフで脅そうとしたところ、もみ合いになり、はずみで果物ナイフが夫に刺さったものである。

証人尋問等 (1) 検察側証人

ア 監察医（夫の受傷状況及び傷が生じた原因に関する所見について）

イ 夫の母親（犯行直後の被告人の言動等について）

(2) 弁護側証人

被告人の姉（被告人が夫の言動等で悩んでいたこと、被告人の更生への協力等について）

(3) 被告人質問

以 上

(別紙2)

模擬評議及びその感想等に関する発言要旨等

A委員 これから、ビデオで御覧いただいた裁判について、被告人が有罪か無罪か、また、有罪であるとしたらどのくらいの刑罰を科すべきかを定めていただくことになる。事実の認定は、証拠に基づいて行うのであって、それ以外のものによって判断することは許されない。証拠そのものあるいは証拠から合理的な推認によって行うこともできるが、この人は本当のことを言ってそうだとか、報道関係の情報がこうだからということで事実を認定することはできない。また、犯罪事実が認められるかどうかについては検察官に立証責任があり、皆さんが判断していただくのは犯罪事実が認められるかどうかであって、無罪が認められるかどうかの認定をするのではない。そして、有罪と認定できるためには、確実に間違いなく認められるかどうか、そのためのしっかりした証拠があるかどうかということになる。以上のことを前提に、意見を述べていただきたい。

被告人の行為について問題となる点はどんなことであろうか。

B委員 かなりもみ合っている中で、切り傷程度に抑えることが可能なのか、被告人にその自信があったのか疑問に思った。推測になるが、夫が大事に至ったとしても構わないという未必の殺意があったのではないかと思う。

A委員 未必の殺意という言葉が出たが、殺意にも強いものから弱いものまであって、一番強いものは計画をして殺してやろうという確定的殺意で、二番目は計画まではないが殺してやろうというもの、三番目のものは偶発的に殺意を生じたというものである。

C委員 被告人は、以前から夫とけんかになると刃物を持ち出していて、ある程度、夫を傷つけてけんかが終わっている。しかし、今回は左腕を刺してかなり血が出ていて、ゲーム性はそこで終わっていると思う。その後、被告人は、心臓に向かって刺しているイメージがあって、心臓を刺そうという意思があったのではないか。ということは、殺そうとしたのかなと思う。

D委員 最初の傷については、夫の腕を貫通していて、かなり出血していたと思われるが、そうだとしたら、その後、被告人はどういうつもりで夫の胸を傷つけたのかということにつながっていくと思うし、また、夫の胸にナイ

フが刺さって、意識がないであろうことは確認できたと思われるが、夫を放置していることから、そこからは、もう夫が死んでもいいという意識があったのか、未必の殺意を推定できるのかどうか気になった。

A委員 最初の傷については、夫の腕を貫通しており、胸の損傷がなくても、腕の傷でも死に至ると思われる。

被告人が夫を刺したナイフが、右側に曲がったことについてはどうか。

B委員 骨に当たったのは間違いない。

A委員 相当な力で刺さったということになる。

E委員 小競り合いの中で、偶然、ナイフが刺さったと考えている。もみ合っているうちにナイフが強く入ったということも十分考えられるので、傷の程度によって殺意があるかどうかまで推測できるか疑問だと思う。

D委員 殺意については、心の中のことからではなく、状況あるいは認定された事実から推測するしかないと思う。

E委員 この夫婦は、十数年間けんかをしてきており、エキサイトする中で瞬間的に殺意が生じたということはあるかもしれないが、この十数年間、あるいはこの日一日というスパンで見ると、殺意はなかったと思う。瞬間的に殺意が生じたかどうかについては、見る人によって異なり、客観的に証明するデータはないと思う。

(2名の委員によって、被告人がナイフを持ち出して夫ともみ合う場面(夫が被告人の右手を左手でつかみ、左手を右手でつかむ形)が再現された。)

B委員 もみ合っているうちに夫に傷がつき、夫は、十分な力が入らなかったのではないかと思う。

F委員 それにしても、女性が男性の力をはねのけてナイフで傷つけるにはかなりの力が必要なので、何かのはずみでナイフが刺さり、作用反作用の力が働いたとしか思えない。

G委員 被告人は、夫を脅すつもりでナイフを持ち出したと供述しているが、それなら、わざわざ寝室から台所までナイフを取りに行き、夫が追い掛けてきているわけではないのに、ナイフを持って寝室に戻っているのはなぜか、また、夫の暴力を防ぐためなら、順手でナイフを夫に向けて、「近寄らないで。」と言えばいいのに、過去に10回くらい刃物を持ち出したと

きと違って、ナイフを順手ではなく逆手で握っているのはなぜか、疑問に思った。

夫は上腕部と胸のほか、複数の傷を負っている。夫は男性なので力が強く、また、ナイフで刺されそうになったら本能で避けようとするはずであるのに、左腕の上から下にナイフが貫通して曲がっている。そのときは被告人の力に負けて刺さったのではないか。夫が痛いと言っており、夫の力が弱まっているのに、被告人は、さらに夫の心臓を刺している。執拗な攻撃であり、被告人の強い力が働いたのではないかと思う。

また、夫が倒れた後、被告人が救急車を呼ばなかったのは、被告人としては、夫が傷を負って倒れたことが意外なことではなかったからではないかと思う。救急車を呼ぶどころか、血がついた衣服を洗濯して証拠隠滅工作をしている。

被告人が夫の母に、「もう死んでもいいと思ったの。」と言ったかどうかについては、被告人は、何を言うと得か損かを考える余裕がないときなので、真実が口に出たのではないかと思う。また、夫の母は、子供たちのために、被告人に対してことさら重い刑を望んでいないので、嘘は言っていないと思う。

A委員 夫にナイフが刺さったときの被告人の行動によって、どのような認定ができるかを考えていただきたい。

H委員 被告人は、救急車を呼ぶ前にドア等についた血を拭いているが、偶発的に夫を刺してしまったのなら、すぐに救急車を呼ぶと思う。これは、殺意があったことを表していると思う。

F委員 殺意がなくても、起こしたことが犯罪なのだから、隠そうと思う。

H委員 殺すなら包丁の方が効果的なのに、致死能力の低いナイフを持っており、最初は殺意はなかったと思う。計画性はないが、突発的に殺意が生じたのではないかと思う。

E委員 夫が胸に刃物が刺さって倒れた後は、被告人は、夫が死んで呆然としており、夫が倒れるまでと、その後のことをひとまず切り離して考えないといけないのではないか。

A委員 先ほどの被告人の証拠隠滅工作の点については、被告人としては、子供

たちに血のついた状況を見せたくなかったということもあるかなと思う。

殺意の点をもう一度考えていただきたい。

I 委員 被告人は、飲酒していたが、泥酔状態とは考えられず、執拗にナイフで夫を傷つけることをやめていないことから、一番低いレベルの殺意があったのではないかと思う。

F 委員 被告人は、夫を殺そうとしたのか、脅すつもりだったのか、証拠等では認定できない。疑わしきは罰せずということになる。

G 委員 被告人は、執拗に逆手に握ったナイフを夫に振り下ろして攻撃しようとしたのに対し、夫は、被告人の手をそれぞれ握って抵抗したが、多数の防御創と、鑑定書によると、それだけでも十分致命傷とされる左上腕を貫通する傷を負わせたことによって、ナイフを握った被告人の右手を支えていた夫の左手の力がにわかに弱まり、その際に、被告人は、身体の枢要部である胸部に心臓に達するまで深い傷を負わせている。これらの客観的な証拠関係からして、十分、確定的殺意が認定できると考える。

A 委員 強い殺意の認定までは難しいが、一番低いレベルの殺意は認められるのではないか。左腕の傷だけで致命傷ということだが、相当な力で刺さないでナイフが曲がることはないと思う。夫との相互関係で思わず強い力が入ったのではないかという意見もあったが、証拠上、認定できず、被告人の力によって起こったのではないか。被告人は、ナイフを台所に取りに行く前に夫に殴られており、相当な興奮状態にあったと思われるが、絶対に殺してやろうというところまでは証拠上出てこない。胸をねらったという認定も難しい。しかし、夫の上半身に危害を加えるという意味は十分認められると思う。また、被告人に軽度の殺意も全くないのであれば、夫にナイフが刺さって倒れたら、びっくりしてすぐに救急車を呼ぶはずだが、救急車を呼んだのは2時間後である。

A 委員 それでは、被告人に殺意があったかどうかについて多数決を行う。

(多数決を行った。)

A 委員 未必の殺意があったとする方が4名、計画まではないが殺してやろうという中程度の殺意があったとする方が2名、殺意はなかったとする方が6名である。この場合、殺意が認定できるか否かの多数決ということになり、

6対6で、殺意が認定できるという方が過半数に達しないため、傷害致死罪という評議結果になる。

A委員 次に、量刑についてだが、これまでの法曹で積み上げられてきた相場にとらわれなくて御意見をいただきたいが、とは言え、懲役何年が相当なのか判断するのは難しいと思うので、議論のための1つの資料として傷害致死罪の量刑データをお配りするが、あくまでも参考としてほしい。量刑を決める時間はないので、量刑について感想を述べていただきたい。

B委員 人の命が係わっていることで、DVの最中にはなく、一旦少し収まった段階で、自分の気が晴れず、夫を死に至らしめたものであり、懲役4、5年が相当かなと思う。

H委員 ビデオで証拠調べ等を見た限りでは、被告人は、子供がいることだし、実生活を送らせた方がよいと思う。執行猶予は3年として、懲役4年とすべきか5年とすべきかは判断できないが、執行猶予付きの有罪にすべきと思う。

J委員 殺意はなかったとしても、実際に人を殺してしまっていて、許されないことなので、懲役5年くらいかなと思った。

G委員 傷害致死にもかなり程度の差があり、一発殴ったら転倒して頭の打ち所が悪くて死んだというものから、殺人に近いものまでである。本件は、凶器を使用して、しかも、とっさにそばにあったものを取って、というのではなく、わざわざ台所までナイフを取りに行き、かつ、執拗に攻撃を加えたという形態であり、夫にも暴力を振るったという落ち度があること、2人の修学期の子供がいるということ、夫の母親が厳罰までは望んでいないことを考慮しても、懲役5年程度は必要と考える。

A委員 殺人に近い傷害致死なので、執行猶予を付けるのは難しいと思う。もっとつめていかなければならないが、感覚的には懲役4年前後かなと思う。

A委員 これで模擬評議を終了する。

A委員 模擬評議を終えた感想をいただきたい。

C委員 さっきまで殺人罪だと考え、懲役10年とと思っていたのに、多数決で傷害致死罪に決まったら頭を急に切り換えないといけないと感じたが、殺人に近い事案として量刑を考えればよいのであればいいと思う。

E委員 量刑は、最終的には多数決で決めるのか。

A委員 事実認定も量刑も意見が1つになるように協議をしていくが、最終的にそれが難しいということになれば多数決で決めることに、法律上そのようになっている。裁判官同士でも、最初は意見が違っても、資料を突き合わせて協議していくうちに1つになっていくということがあるので、裁判員裁判においてもそうになっていくのではないかと思う。

B委員 ビデオで見た本件裁判では、人工呼吸をして本当に夫が助かると思ったのかなど、被告人に対して、自分ならもっと違った質問をして、もう少し事実認定ができたのではないかと思った。実際の裁判員裁判では、証拠調べ等にもう少し時間を取るのか。

A委員 裁判員裁判では、わかりやすい審理になるよう、裁判官、検察官、弁護人の三者で争点整理手続を行う。

これまでは、殺意があったかどうかは、傷の状況や凶器の種類など客観的なものから判断する面が強かったが、皆さんの発言を聞いていたら、そういうことだけではないということが分かった。

K委員 今日は模擬なので、多少間違ったことを言っても良かったが、実際には大変だなと感じた。フィーリングでしか意見が言えない。裁判官と同じ土俵で、同じ点数を持って裁判に臨むのであり、なかなか大変で、ましてや、量刑を決めるなんてできないと少し不安になった。

E委員 専門家の意見が常に正しいとは限らないので、庶民の感覚で意見を述べて多数決で決めるというのでいいと思う。

K委員 それは分かるが、それなら、庶民の感覚で判断すればいいということ強く周知させてほしい。それでも判断が難しいと思う。

A委員 非常に大変な仕事だと思ってもらうのも、裁判員の役割の重大性を感じていただくという意味ではいいことだと思う。裁判官、検察官、弁護人が、分かりやすい裁判を心掛けることになるし、また、法壇上にいると、裁判のやり取りがよく聞こえるし、分かりやすいので、今日みたいに資料やビデオで見た場合と違って、難しいという感じはそれほどないと思う。検察官の不起訴処分が相当かどうかを一般から選ばれた方が判断する検察審査会という制度があるが、審査員に選ばれたときはやりたくないと思ったも

のの、審査員をやってよかったという声もある。

F委員 非常に庶民感覚が活かされた議論だったと思う。これまでの法律家の論理プロセスが庶民の感覚を取り入れることで修正されるのではないかと思った。私自身、勉強になった。人間は、大体、間違えるものであり、議論していく中で修正されていけばよく、自分が思ったことを言わないのが罪悪になる、そういう場だと思ってほしい。

G委員 法律家だけだと、ものの見方、評価がパターン化していく面があると思う。皆さんにいろいろなものの見方を教えていただいて勉強になった。

B委員 庶民感覚を取り入れていくと、ばらつきが出てくると思う。

A委員 それは、やってみないとわからないと思う。今後、模擬裁判、模擬評議を重ねて行って修正していきたいと思う。

F委員 西洋の陪審制では、12名の陪審員が裁判に参加しており、そのくらいの人数がいれば、判断のばらつきを修正することができるかと報告されている。そこで、裁判員制度は、折衷的なものでスタートしているが、これを最終的なものとするのではなく、今後、場合によっては、陪審員のようにしてばらつきをなくすなど、修正していけばよいと考えている。

以 上